住民登録の転入転出並に世帯主の変更は14日以内に届出ましょう。

もし期間内に届出なき場合は500円以下の過料に処せられますから御注意下さい。

10月末現在住民登録人口

男4.182人　女4.858人

計　9.040人

世帯戸数　1.930戸

10月中の出生死亡届出件数

出生　7人

死亡　2人

昭和40年12月8日
毎月発行
発行所
福岡県田川郡方城町
印刷所
文化印刷所
田川市東区鉄砲町
電話田川②4199・3634

農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十条の規定に基き、本年十二月一日現在で調製する標記選挙人名簿登載申請につきましては、特に明年は農業委員の任期満了に伴う一般選挙の執行が予定されており、且つ、補充名簿調製の制度がなく、すべての選挙は、この申請に基いてできた名簿のみによって行われるので、この名簿に登載されなかった者は一年間は全く救済の方法がないので、一名の脱漏者もなきよう申請下さい。

尚、申請書は農事組合長さんを通じ配布の予定で居ますが、農事組合に加入してない方でも選挙権のある方は、農業委員会事務局に申請書を準備して居ますので受領の上申請下さい。

次に選挙権要件を列記しますので申請書記載の参考にして下さい。

(1)住所要件

昭和四十年十二月一日現在に於いて、農業委員会の区域内に住所を有することが必要ですが、公職選挙法第九条に規定する選挙権要件と異り一定期間引き続き住所を有する必要はない。

(2)年令要件

選挙人名簿確定の日（昭和四十一年三月五日）をもって、年令が満二十才に達する者、従って昭和二十一年三月六日以前（同一を含む）に出生した者。

(3)耕作要件

一反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者で耕作従事日数が六十日以上の者。但し農業経営主については六十日以上の耕作日数がなくても他の欠格事由がない限り選挙権を有する。

申請書提出期限

昭和四十年十二月十五日まで

（農業委員会）

県が県章を募集しています

県が、福岡県の県章として使用するため、本県を象徴する県章図案を別記要領により募集しております。一般各位の応募をおすすめします。

記

「福岡県県章募集要領」

1、内容　躍進する福岡県を象徴し、友愛に結ばれた県民の意気を示す簡潔なもの。なお本人の創作で未発表のものにかぎります。

2、応募資格　県内居住者に限ります。それ以外の制限はありません。

3、応募方法　一人一点限り。色は自由、用紙はB5版（西洋紙半分大）のケント紙または画用紙を使用し裏面に住所、氏名、年令、職業を明記し、折目がつかないように封筒に入れて送ってください。

4、締切り日　昭和41年1月31日の当日の消印有効）

5、送り先　福岡県天神町一丁目1の1　福岡県総務部総務課県章募集係

6、入選発表　昭和41年2月下旬県政テレビ番組および新聞紙上に発表し、本人に通知します。

7、賞

知事賞　西日本新聞社賞　作品1賞金10万円　賞品5万円

記念品

佳作5賞金5千円　賞金3千円

記念品

選外佳作30　記念品

8、その他

(1)応募作品はお返しません。

(2)県章は県旗などに使用が予定されております。

9、主催　福岡県　後援　西日本新聞社

児童扶養手当支給についてのお知らせ

皆様御存じですか!!　女手又は父母のない児童を養育監護している方には一定の条件を備えている場合は扶養手当が支給されます。

左記に該当される方は役場社会係まで御相談下さい。

記

一、前年度の収入について

1、母が児童を養育している場合の母の収入二二万円以内のかた　児童一人につき三万円の加算が加えられ二五万円の収入の計算になります。

2、父母が無く養育者が児童を監護養育している場合はその養育者の前年度の収入四三万円前記同様該当児童三万円加算と扶養義務者に児童が居る場合やはり一人につき三万も収入に加算されます。

二、対象児の年令

零歳より十五歳までになっているも中学卒業を基準としていますが児童が身体障害児の場合は満二十歳迄支給されます。

三、支給金額について

児童一人（一ヶ月）一、二〇〇円

二人の場合一、九〇〇円

三人の場合二、三〇〇円

四人の場合二、七〇〇円

五人の場合三、一〇〇円

四、支給要件について

1、父が児童を引継き一年以上遺棄（同居しない）している場合

2、父母が婚姻を解消した児童

3、父が死亡した児童

4、父の生死が明らかでない児童

5、父が刑務所等に収監している児童

五、支給がされない条件とは

1、国民年金受給者

2、厚生年金受給者

3、船員保険法

恩給法　国家公務員（地方）共済組合法に基く年金受給者　援護法に基く年金等の該当世帯は支給されません。

以上詳しい事項は係までお問合せ下さい。

山林火災が倍以上増加

冬にむかって、火災の多い時期になりました。このたび、福岡県民生部消防災害課がまとめました昭和三十九年の火災年報から、県内の火災の状況をお知らせいたしましょう。

昨年は、福岡県内で千八百件の火災が起こり、金額にして十億円の損害を出しています。

なかでも建物の火災が一番多く、全体の七割近くを占めています。

とくに、最近では山火事が多く、昨年九月までの発生件数が百八十九件あったのが、ことしは、同じ九月までに四百八十一件と倍以上も増加しています。これは、山仕事のあとのたき火の不しまつが大きな原因となっています。

全体的な火災発生原因は火あそびによるものが一番多く、次にこんろ、たばこ、たき火という順になっています。

火災の多い月は、三月がもっとも多く、つぎに十二月、二月といった順です。

これから、火災の発生しやすい時期となりますので火の用心には、とくに注意をお願い致します。

火災の統計と、火の用心についてお知らせいたしました。

明治44年4月2日以降生れの皆さんへ

老令年金の受給資格期間早見表

昭和40年11月1日現在

生年月日	老令年金受給最短資格期間	昭和36年4月からの全期間（年単位）	昭和40年11月から五十九才十一ヶ月までの期間（高令任意加入者のみ）五年五ヶ月	特例による受給資格期間
明治四十四年四月一日以前	十年	十年	五年五ヶ月以上	四年
明治四十四年四月二日から明治四十五年四月一日まで	十年	十年	六年五ヶ月以上	四年
大正二年四月二日から大正三年四月一日まで	十年	十二年	七年五ヶ月以上	五年
大正三年四月二日から大正四年四月一日まで	十年	十三年	八年五ヶ月以上	六年
大正四年四月二日から大正五年四月一日まで	十年	十四年	九年五ヶ月以上	七年
大正五年四月二日から大正六年四月一日まで	十一年	十五年	十年五ヶ月以上	七年
大正六年四月二日から大正七年四月一日まで	十二年	十六年	十一年五ヶ月以上	七年
大正七年四月二日から大正八年四月一日まで	十三年	十七年	十二年五ヶ月以上	七年
大正八年四月二日から大正九年四月一日まで	十四年	十八年	十三年五ヶ月以上	七年
大正九年四月二日から大正十年四月一日まで	十五年	十九年	十四年五ヶ月以上	七年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日まで	十六年	二十年	十五年五ヶ月以上	七年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日まで	十七年	二十一年	十六年五ヶ月以上	七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日まで	十八年	二十二年	十七年五ヶ月以上	七年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日まで	十九年	二十三年	十八年五ヶ月以上	七年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日まで	二十年	二十四年	十九年五ヶ月以上	七年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日まで	二十一年	二十五年	二十年五ヶ月以上	七年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日まで	二十二年	二十六年	二十一年五ヶ月以上	七年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日まで	二十三年	二十七年	二十二年五ヶ月以上	七年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日まで	二十四年	二十八年	二十三年五ヶ月以上	七年
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日まで	二十五年	二十九年	二十四年五ヶ月以上	七年
昭和六年四月二日以降	二十五年	三十年以上四十年以内	二十五年五ヶ月以上	七年

註　特例による受給資格期間は、高年令層に対する特例で、この場合は、その期間中納付済期間が1年以上を占めかつ納付済・免除の期間で満されていることが要件であり、また70才からは老令福祉年金に切替えられることになっています

あなたの資格期間は大丈夫ですか？

あなたは、ほんとに大丈夫ですか？

未届のままや未納のままで、折角の歳月を無駄になさってはいらっしゃいませんか。

人生途上、不時の障害や死亡事故に備えて常にキチンとしておかなければならないことは言うまでもありません。でも最終目的は何といっても老後の保障！とにかく、この早見表を見てください。

受給資格期間の確認を!!

お互いにしておく必要がある大切な時期なのです。

老令年金の受給資格は加入（資格取得）してから六十才になるまでの間、保険料納付済・保険料免除のいずれにしても合算して、この表の「最短必要期間」を完全に満しておくことが先ず必要な資格要件なのです。

また「最短必要期間」は通例として、昭和三十六年四月一日以後から算入する期間で、共済組合や厚生年金加入期間と合算して通算する場合の受給資格期間も同じですから、どなたにしても、おろそかにできない期間です。

例えば昭和四年四月二日生れで、当初から加入し完納してあるとすれば28年ありますので、それに比例して老令年金を受給できますが、まったく未加入や未納のままでいれば、「五十九才十一ヶ月までの期間」は歳月と共に短かくなってゆき、「最短受給期間」を満たせなくなり、ほんとに国民皆年金時代にとりのこされてしまいます。

昭和四十年度は

逃がせないチャンスの時期です

昭和四十年度の四月分から完納されゝば、遅ればせながら、絶対大丈夫です。

とにかく、納付することができる期間分をさかのぼって納付し、一日も早く、不足期間分を取り戻しておいて下さい。

届出や保険料の納付は早めに

住所地の市町村役場で

県内一っせい「家庭の日」が決定されました

来春一月より実施

近年における社会の急速な革新は、私達の生活に多大な福利を与えておりますが、またその反面、機械文明の進歩は社会の複雑化と細分化を招き、このことは各職場に於いて、人間関係の疎外と孤独を増大し、漸次、家庭内にまで浸透しつつあるといわれております

事実、円満な両親を持ちながら一日中親の顔を見ることもなく実質的には、欠損家庭にひとしいような子供が増えております。

このことは子供の孤独感や親への異和感、疎隔感を誘発し、非行化へ走る原因のひとつであることが多くの人達によって指摘されております。

県の青少年問題協議会におきましては、青少年非行化の事実を、統計的、科学的に検討した結果、その対策のひとつとして、月に一回『家庭の日』を設け、その日は努めて親子が接触することにより親子関係の融和を図ることに致しました

『家庭の日』の設定に当りましては、勤労青少年の実情も勘案して、**毎月『第三日曜日』と定め、来春一月より県内一っせいに実施されます。**町民各位の御協力をお願いします。

記

一　趣旨　心身ともにすこやかに青少年が育つためには、家庭環境が基礎となるので、月に一回を「家庭の日」と定め、この日には家庭全員が休息し意志の疎通と感情の融和をはかり、円満で愛情に満ちた家庭をつくろうとするものである。

二　開始の時期および実施日

開始の時期は昭和41年1月16日（第3日曜日）として、以後毎月第3日曜日を実施日とする。

三「家庭の日」のすすめ方

(イ)「家庭の日」は毎月第3日曜日に実施していただきたいものですが、家庭の事情などで出来ない場合は家庭で都合のよい日を定めて実施してください。その場合、第3日曜日に実施できないわけを子どもになっとくさせることが大切です

(ロ)家庭の日には、みんなが都合つけて顔をそろえるようにします。一日中が無理であれば、せめて夕食を共にするなど「家庭の日」の時間として過ごすようにしたいものです。また「家庭の日」にはできるだけよその家庭を訪問することはさけたいものです。

(ハ)家族のうちで勉学や仕事のため家庭外に住み込んでいる方があれば、それらの方に激励や近況を知らせる便りを出すようにしてください。また住み込み先からも家庭に便りを出すようにしたいものです。

(ニ)「家庭の日」には家族みんなが「家庭の日」を実施することを確認しあって一日の過ごしかたを具体的に話しあってください。

この場合、子どものよい意見や発案は、できるだけとりあげていただきたいものです。

※家庭の日にとりあげたいものの例示

△家庭を離れている家族のかたに便りをだしましょう。

△みんなで野外に出かけ自然に親しみましょう。

△きれいな花だんを、みんなでつくりましょう

△みんなでスポーツやソングやゲームを楽しみましょう。

△家族そろって楽しい食事をしましょう。

△よい本やテレビを見てみんなで話しあいましょう

△家庭の役目や仂きについて考えてみましょう。

△その月の家庭の出来事を話しあって反省しましょう。

第七回下田川連合農業共進会のお知らせ

恒例の下田川農業共進会が、左記要領により実施されることに決定しましたので、特に農家の皆さん方は多数御出品下さると共に、一般の方々も農産物の即売等を計画していますので、多数参観下さり度くお知らせします。

◎　期日　十二月十一、十二、十三日

◎　場所　糸田町糸田小学校

◎　行事　農産物品評会、出品受付、十二月十一日、午前九時～十時迄、審査、十二月十一日、午後一時～十二時～（各町選出演芸団）即売会、十二月十三日、午前十時～十二時（出品物）農機具展示実演会、十二月十二日（小学校々庭）

（経済課）

寄贈

一　故勝野鉄治氏の香典返しとして**勝野重徳氏**より

一　故佐藤義孝氏の香典返しとして**佐藤冨士子氏**より

このたび右の御二方より当町社会福祉協議会に過分の寄赤を賜りました。

茲にその御逝去をいたみ謹んで哀悼の意を表します

と共に、御香典の贈与を賜りました皆様方に厚く御礼申し上げます。

なお、御寄贈を賜りましたお金は当町社会福祉協議会の基金として有意義に使わしていただきます。

昭和四十年十二月

方城町社会福祉協議会

『行政監察局及び行政相談委員からのお知らせ』

買ってみたら化繊

中野さんの奥さんは、ある日、市内の百貨店で婦人肌着を買いました。しかしよくみると純毛とは名ばかりで化繊がたくさんまじっていて洗濯のときなど迷惑しました。

そこで中野さんは、最寄りの行政相談委員を尋ね、純毛製品とその外の混用製品との売場を区別し、純用とその他の混用率を表示するシールをつけるよう、あっせんしてほしいと申出ました。

申出を受けた行政相談委員は、行政監察局にその旨報告しましたが、報告をうけた監察局は、ただちに、通産局商工課に対してあっせんを行いました。

その結果、家庭用品品質表示法の面から指導監督が強化されることになりました

5年前の実績で所得税を課税

市田さんは農業を営んでおりますが、昨年の農業所得は不作で余りかんばしくなかったのに、本年度の所得税の決定通知をみると随分高額になっていました。

そこで最寄りの行政相談委員を尋ね、どうも税の決定が多すぎるようだから訂正してもらえるようあっせん願いたいと申し出ました申し出をうけた相談委員はさっそく町の税務課にその旨連絡し調査を依頼しました

その結果、五年前の農業所得をそのまゝ計上していたことがわかり、市田さんは納得のいく所得に訂正してもらうことができました

関係簿冊がないので登記できない土地

佐田さん外4名は村から土地を買いました。しかしいざ、登記しようとすると村の関係簿冊が見当りません。また、当時の責任者が死亡しているため、くわしいことが不明確で登記ができないで困りました。

そこで、最寄りの行政相談委員を尋ね、手続きができるようあっせん願いたいと申し出ました。

申し出を受けた行政相談委員は、直ちに村の責任者にこの旨連絡しましたが、

その結果、村当局の責任者の佐田さん外4名、それに行政相談委員が立合って現地の測量を行ない、所定の手続きをとって登記を終りました。

このような話にかぎらず役所でなんとかして貰えないかというような、あなたの疑問や困りごとは、九州管区行政監察局（福岡市舞鶴二丁目）か、伊方犬星にお住いの桑野実生行政相談委員にお申し出下さい。無料で、しかも秘密を守って相談にのってくれます。

"年末の郵便物は早目に"

このたび、金田郵便局長より、年末郵便物の発送並に受取りについて左記の通り要望がありましたのでお知らせします。

記

一、年賀ハガキは十二月十五日から二十二日頃迄になるべく早目に出して下さい

小包郵便は十五日頃までに出してください。年内に到着させるには小包は特に早目に準備してください。

二、お年玉付年賀ハガキ、普通官製葉書、私製ハガキは区別して差出してください。

三、年賀ハガキは府県別並に金田、方城町内居住者宛別にひも、紙等でくくって差出してください。

四、宛名をくわしく書いてください。小中学生さんが宛名の場合は戸主名をはっきり書いてください。同居者の場合は○○方とくわしく書いてください。

五、普通ハガキを年賀用に使う場合は「年賀」と表に赤書してください。

六、年賀ハガキと普通ハガキと区別して出してください（混入すると年賀とまちがえることがあります）

七、なるべく郵便受箱を設けて下さい。

八、犬はつないでおいてください。

九、学校、会社、銀行等で大口配達先で三十一日配達希望の向は申出てください

知らねば損をする　法と実例　第二回

一、交通事故の示談と後遺症

二、貸金の取立てと詐欺恐喝

前月号で、最高裁判所の交通事故についての普及資料としての幾つかの問題が問答形式で掲載されていましたが、交通事故で一番問題になるのは、示談と後遺症の問題であります。訴訟費を充分に出せるだけの資力のある人ならば、良い弁護士を頼み、訴訟で、その言い分を通すこともできますが、一般の家庭ではそれはむつかしいものですから、結局は泣寝入りしている不幸な人が実に多いようです。示談と言うのは、加害者側と被害者との話合いですが、これは、一般用語であつて、法律用語ではありませんし、これについての法律上の規定もありませんが、一種の契約として、示談が成立すれば、当事者双方共に、これを守らなければならない義務が生じます。通常示談と云うのは「被害者の方が、譲歩して」成立したものを云います

たとえば、被害者の方から治療費其他として、五拾万円要るものとして、加害者側に申込んだところ、種々話合いの結果、三拾万円で解決したような場合を指します。

加害者側が、議の的になっている位ですから、余程の事情がない限り後遺症の治療費は認められないのが実情です。

何んにしても、交通事故で被害を受けたときは、弁護士に相談するのが一番無難な方法ですが、兎に角、見舞金に眩惑されず、示談を慎重にすることが大切ですし、専門医と治療の点でも充分検討する必要があります。

尚、示談と言つてもその内容によつては、民法上の和解になることがありますが、和解と示談とでは法律上の効果を大いに異にしていますから呉々も注意がいります。（民法六九五条六九六条参照）

◇　◇　◇　◇

金の貸主は横着な借り主に対して「手段を選ばず取立てができるか」。気の弱い貸主なら、口実を設けて支払いを求めるだろうし、気性の激しい貸主なら威かしてでも取立てるのが一般の実情ですが、先づ例を挙げてみましょう。

子供の結婚、家内の治療費、税金の納入、子供の学費等の理由を口実に設けるのが普通ですが、これ等の事実が全く作り事である場合でも、当然返して貰う金を返して貰つたのだから別段問題はないような訳でありますが、しかし、それは常識的考えで、法の世界では常識だけでは通れません

仮りに貸金に利息が付いていて、返済の時期が定めているような場合、その返済期前に、前述のような口実を設けて、貸金の返済を受けると、刑事上の問題として詐欺になる場合があります。

二十世紀における現代法治国家では（特に第二次大戦以後は）、個人本位の権利思想は是正されまして、人はお互に社会協同生活を営む以上、社会の成員の一人として、その権利も社会的制約を受けることが強調されているのであります。「権利の行使に手段を選ばず」と云うような考え方は、もう古くなってしまい、現在では通用しません。

相手方がどんな、悪徳不法な人間でも、これに対する制裁は飽くまで、法の手続きによらねばならないことは憲法の規定で明確であります。

次に威して貸金を取立た場合はどうであろうか。

たとえば「金を返さないと女房子供が無事でいられない」とか「何々組の連中に頼んでも取立てる」とか、言つて取立た場合であるがこれには裁判所や学者の見解は多種多様で一概に此処で記述できませんが、現在の裁判所の態度や学説の多数は、恐喝罪になるものとして取扱っていますから、注意が入ります。

その理由づけは個人が勝手にその権利行使を理由に、不当な手段に出ることを容認したならば、社会秩序が維持できないからであります。

先日、愛知県で、強盗犯人が借用証書を被害者に書いて渡し、金ができたら返すと言った記事がありましたが、たとえ返す意思があつたにせよ、強取と云う手段に訴えて金を取得した以上は強盗罪は免れません。

前述したと同じ理由から、たとえば、他人に貸した品物を、借り主の知らない間に黙つて取り戻すのは窃盗罪になります。

以上種々の例を挙げましたが、権利者であっても、その権利行使の手段が、不法、不当であれば、その権利行使、そのものまで違法化してしまい、夫々の罰条に応じた犯罪になりますから注意がいります。　言つてみれば、権利と云うものは、正当な手段によつてのみ、始めて権利行使が認められるものであります。

涙もろい癖に、気性の烈しい川筋では、以上のような事例も多いので特に、年末を控え、貸金の取立ても頻繁となるでしょうから注意もいります。

解説責任者　門屋不酔子